

次のとおり、大分県多文化共生モデル構築委託業務に関する企画提案競技を実施するので公示する。

令和7年4月18日

大分県知事 佐藤 樹一郎

企画提案競技募集要項

1 趣旨

当該業務は、県内在住外国人住民に対する地域生活におけるルール・マナー研修や外国人住民と地域住民との交流等を行うことにより、地域における多文化共生モデルを構築し、外国人住民が地域社会の一員として活躍するとともに、安心して暮らすことのできる環境を整備することを目的とするものである。

この事業の委託先の選定に関し、企画提案競技に参加しようとする者が遵守しなければならない事項を定める。

なお、募集要項と、県が公表したその他の資料等との間に異なる点がある場合は、募集要項が優先する。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

大分県多文化共生モデル構築委託業務

(2) 業務内容

別紙「大分県多文化共生モデル構築委託業務に関する仕様書」のとおりに

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

(4) 委託料の上限額

1, 650, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- ② 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資格を有する者。
- ③ 受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 業務の実施に際し専任の担当者を配置し、県との打ち合わせに担当者を出席させることができる者。
 - イ 県から派遣要請があった場合は、2日以内に担当者を派遣させることができる者。なお、オンラインでの対応も可能とする。
 - ウ 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
 - エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、ま

たは反対することを目的とする者でないこと。

- オ 本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- カ 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- キ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ク 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員が役員となっている事業者
 - （エ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - （オ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - （カ）暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - （キ）役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - （ク）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。
- ケ 審査委員会でのプレゼンテーションに参加できること。

4 提案方法

- （1）企画提案競技への参加を希望する者は、次の①から⑤の書類を4月25日（金）午後5時までにメールで提出すること。（提出後の到着確認を電話で必ず行うこと。）ただし、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有する者は、④及び⑤は不要とする。

- ① 参加申込書（別紙様式1） PDF ファイル
- ② 誓約書（別紙様式2） PDF ファイル
- ③ 会社（団体）概要書 PDF ファイル
（パンフレット等会社（団体）の業務内容を確認できる書類。）
- ④ 県税の納税証明書（県税について滞納がないこと） PDF ファイル
- ⑤ 地方消費税の納税証明書（その3） PDF ファイル

(2) 企画提案書は、下表により作成し、提出期限までにメールで提出すること。

① 表紙	会社（団体）名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A 4 版)
② 企画提案	仕様書に沿って業務の趣旨を踏まえ、下記項目番号を記載し、順序に沿って具体的に提案すること。 1 法人（団体）概要、本業務へ提案した動機 2 提案内容 (1) 外国人住民に対する地域生活におけるルール・マナー研修会の開催 (2) 外国人住民と地域住民との交流会の開催 (3) 海外現地の人材送出機関等への情報発信 (4) 県内企業の理解促進に向けた情報発信 (5) モデル事例集の作成 (6) その他本業務に付随する自主提案	様式自由 (A 4 版)
③ スケジュール	業務執行スケジュールを具体的に提案すること。	様式自由 (A 4 版)
④ 過去実績等	過去の類似業務の実績があれば証明すること。	様式自由 (A 4 版)
⑤ 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に参加する専任担当者を明記すること。	様式自由 (A 4 版)
⑥ 見積書	本業務に係る経費について、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A 4 版)

(3) 企画提案書提出期限及び提出先

- ① 提出期限：5月9日（金）17時（必着）
- ② 提出先：大分県企画振興部 国際政策課
a10140@pref.oita.lg.jp

(4) その他

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、以下リンク先のフォーム（大分県スマート申請）により、4月25日（金）17時までに照会すること。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/7350124036169286042>

(2) 回答

質問に対する回答は、受付後2日（土曜日、日曜日、祝日を除く）を目途に、応募者全てに対してメールで行う。

6 審査及び結果通知

- (1) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、委託候補者を選定する。なお、応募者が多数の場合は、「7 その他」に定めるとおり予備審査を行う場合がある。審査会は5月中旬を予定しているが、詳細については、参加者に別途通知することとする。
- (2) 審査は別添「評価項目及び配点」に基づき行う。
- (3) 企画提案書の提出のあった者全てに対して、審査結果についてすみやかにメールで通知する。
- (4) 最優秀提案者1者及び次点提案者1者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を委託候補者とする。なお、応募者が2者以下の場合、審査結果において基準点(6割)を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者及び次点提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為をなし、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

7 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は、選定業務以外に使用しない。
- (3) 県と受託者の協議により、提案された企画の内容の一部が変更されることがある。
- (4) 提案者が5社を超える場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての提案者にメールにて通知する。

8 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県企画振興部 国際政策課

TEL 097-506-2043 / E-mail a10140@pref.oita.lg.jp

別添

評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務目的の理解	・仕様書の内容を明確に理解しているか。 ・提案内容は事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。	15
企画内容	・企画提案の内容が優れており、効果が期待できるか。 ・研修会及び交流会の企画内容は、外国人住民のニーズを踏まえた内容となっているか。 ・外国人住民に対する地域住民や企業の理解促進に資する内容になっているか。 ・構築するモデルは県内各地に横展開できるものとなっているか。	40
業務執行体制 業務遂行能力	・業務が安定的に実施される体制となっているか。 ・県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	15
作業工程	・無理なく業務が遂行できるスケジュールが組まれているか。	15
予算・見積	・予定価格と比較して、適当な提案となっているか。 ・算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。	15